

公益財団法人日本セーリング連盟

運営規則

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の管理運営については、連盟定款によるほか、この規則によることとする。

第2章 組織

第2条 (団体の連盟への加盟)

定款第39条に定めるところにより連盟に加盟する団体は、本規則第3章に定める必要な事項を満たすことによって加盟団体となることができる。また第4章に定める必要な事項を満たすことによって特別加盟団体となることができる。連盟は、加盟団体並びに特別加盟団体から加盟団体負担金を徴収することができる。

第3条 (連盟会員登録)

本連盟の目的に賛同し、本連盟へ直接、あるいは加盟団体若しくは特別加盟団体を通じ加盟登録し所定の会費を納める個人は、本連盟の会員となることができる。

- 2 連盟は、連盟の会員登録者に対し、紙媒体又はオンライン画像により、会員カードを発行する。
- 3 連盟への会員登録は、自動的に次年度へ継続されることとし、会員登録を脱退しようとする場合には、書面にて年度末3月31日までに届け出ることとする。
- 4 会員は原則として、継続の場合には年度4月末までに、新規登録の場合は翌月10日までに連盟に会費を納入しなければならない。
- 5 連盟は、会員が会費を支払期限の6か月を越えて支払わなかった場合、会員登録を取り消すことができる。
- 6 連盟に会員登録をした者は、連盟の定めるルール、運営規則および連盟の決定事項を遵守しなければならない。
- 7 連盟は、会員が連盟の規則、決定事項の遵守を怠り、また連盟の名誉を著しく傷つけた場合、理事会の決議を経て会員登録を取り消すことができる。
- 8 会員が連盟へ納入する会費は、別表1に定める金額とする。

第3章 加盟団体

第4条 (加盟団体)

加盟団体が連盟に加盟するための条件は、次の通りとする。

- (1) 都道府県連盟は、それぞれの都道府県において単一であることとする。
- (2) 定款に定める外洋帆走艇を統括する団体とは、外洋帆走活動を統括する水域の団体とする。
- (3) 加盟団体に所属する者は、全員連盟の会員として登録をしなければならない。
- (4) 加盟団体の所属会員数は、原則として20名以上であることとする。

第5条 (加盟団体の義務)

加盟団体は、次の各号を実施するものとする

- (1) 加盟団体は、毎年5月末までに前年度の事業および決算ならびに当該年度の役員の構成、連盟に報告する。
- (2) 加盟団体は、毎年3月末日現在における所属会員名簿を、翌年4月末日までに連盟に報告

する。

- (3) 加盟団体に所属する連盟会員の会費の徴収業務は、連盟から加盟団体への委任事項とし、連盟へ遅滞無く収めることとする。
- (4) 加盟団体は、毎年4月末までに別表2に定める負担金を連盟に納めなければならない。
- (5) 加盟団体のうち法人格を有する団体は、正規の会計監査を受けたあと連盟に報告するものとする。
- (6) 加盟団体は、以下に定める事故が発生した場合には、速やかに連盟へ報告しなければならない。また、事故につながる可能性のあるヒヤリハット事象が発生した場合には、連盟と共有することに努めなければならない。
 - ① 加盟団体が主催する大会期間中に発生した事故のうち、連盟会員以外を含む乗員もしくは大会運営要員が以下の事態となった事故
 - 1) 死亡、行方不明、後遺障害、救急車で搬送された場合、入院した場合、手術した場合、骨折、脱臼した場合（腱・靱帯損傷を含む）、脳振盪、医療機関で対応が必要な場合（熱中症、低体温症を含む）
 - 2) 外洋艇においては医療機関での処置を行わなかった落水事故（自艇救助も含める）
 - ② 加盟団体に所属する艇に乗艇中の上記大会期間中以外に発生した事故のうち、上記①に定める事態となった事故
 - ③ 外洋艇で、外部援助による救助がなされた場合と通常の帆走航行ができなくなった場合
 - ④ 関連艇（大会運営艇、救助艇、コーチ艇など）が外部援助による救助がなされた場合
上記事故のうち、連盟が必要と認める場合には、加盟団体は20日以内に詳細な内容を連盟へ報告しなければならない。
上記報告手続き並びに様式は、関係委員会において別に定める。

第6条（加盟団体の脱退）

加盟団体が連盟を脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を連盟へ提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 加盟団体が第4条の条件を失い、もしくは第5条の義務を怠り又は加盟団体として不適当と認められた場合には、理事会は4分の3以上の決議と評議員会の同意を得て、加盟団体の資格を取り消すことができる。但し、議決の前に当該加盟団体に対し弁明の機会を与えるように努めなければならない。

第4章 特別加盟団体

第7条（特別加盟団体）

特別加盟団体は、艇種別団体、クラブ等の団体、その他の階層別にその活動を行う団体とする。

第8条（艇種別特別加盟団体）

艇種別特別加盟団体が連盟に加盟するための条件は、原則として次のいずれかとする。

- (1) 国際セーリング連盟が認めたクラス協会で、国際クラス協会に登録された国内協会であること。
- (2) 国際クラス協会に登録されていない場合で、5艇以上の登録所属艇を有し、連盟に会員登録をした所属会員が、他の加盟団体・特別加盟団体から連盟へ重複登録する会員も含め20名以上であること。
- (3) 国内クラスで10艇以上の登録所属艇を有し、連盟に会員登録をした所属会員が、他の加盟団体・特別加盟団体から連盟へ重複登録する会員も含め20名以上であること。

第9条 (艇種別特別加盟団体の運営)

艇種別特別加盟団体の運営等については、次の通りとする

- (1) いずれの団体においても会則、会員名簿およびクラスルールをもち、会計処理などは必要な諸規則に基づいて行われ、年度別事業報告及び決算報告が正しくかつ健全な運営が行われていること。
- (2) 同一の艇種別団体が、複数存在してはならない。

第10条 (クラブ等の団体)

クラブ等の団体が連盟に加盟するためには、次の各号の全てを満たさなければならない。

- (1) セーリングスポーツおよび関連する事業の普及活動に関し特定の目的を有し、その目的に賛同する会員によって構成されていること。
- (2) 当該団体の会則に基づき健全な運営が行われ、会員の意見が反映されるような組織構成になっていること。
- (3) 会計処理などは必要な諸規則に基づいて行われ、年度別事業報告及び決算報告が正しく行われていること。
- (4) 連盟に会員登録した所属会員が、他の加盟団体・特別加盟団体から連盟へ重複登録する会員も含め20名以上であること。

第11条 (階層別特別加盟団体)

階層別特別加盟団体は、学生ヨット、高体連、実業団等 独自の目的を特って、会則、会員名簿を持ち、ルールに基づく競技、もしくはイベントを開催する団体とする。

- 2 会計処理などは必要な諸規則に基づいて行われ、年度別事業報告及び決算報告が正しく行われ、健全な運営が行われていなければならない。
- 3 連盟に会員登録した所属会員が、加盟団体・特別加盟団体から連盟へ重複登録する会員も含め20名以上であること。

第12条 (特別加盟団体の義務)

特別加盟団体の義務については、第3章第5条及び第6条各号を準用するものとし、文中加盟団体をすべて特別加盟団体と読み替える。

第5章 理事会の組織、業務

第13条 (常任委員会の設置)

理事会の下に、会長を含む全ての業務執行理事によって構成する常任委員会を置き、連盟の通常の業務執行に関する事項を決し、理事会の円滑運営のために審議事項の整理を行う他、特別委員会、ワーキンググループ、プロジェクトチーム等の設置の検討、及び緊急事案の処理を行なう。

- 2 常任委員会の会議には、必要に応じて会計担当理事や専門委員会の委員長等が陪席し、報告及び助言をする。

第14条 (委員会等の設置及び廃止)

連盟は、理事会の決議により、定款第38条に基づき専門委員会を設置し、これを廃止することができる。

第15条 (委員長及び副委員長)

専門委員会に、それぞれ委員長1名、副委員長若干名を置く。

- 2 委員長、副委員長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし再任を妨げないが、委員長については原則として連続3期を超えて同一委員会の委員長に就任しない。又、任期途中で交代は残任期間とする。

- 4 委員長は、当該委員会の委員を指揮監督し所管業務を遂行する。副委員長は、委員長を補佐して所管業務を遂行する他、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 委員長は必ずしも理事である必要はなく、理事会の要請がある場合には、所管業務について報告を行い、又、他委員会業務に関して随時連絡又は助言を行なう。

第16条 (委員)

委員会に若干名の委員を置く。

- 2 委員は、会長が委嘱し、理事会に報告する。

第17条 (小委員会)

各委員会は、理事会の承認を得て、必要に応じて小委員会を設置、若しくは廃止することができる。

- 2 小委員会の委員長は、理事会の同意を得て、第14条第2項の規定に基づき設置した委員会の委員の中から選任する。
- 3 小委員会の委員は、専務理事が委嘱し、理事会に報告する。

第18条 (委員会の役割と運営)

各委員会は、別表3に記載する業務内容を遂行する。

- 2 委員会の事業計画と予算要求並びに事業内容とその効果については、常任委員会で調整の上理事会に提出される。
- 3 各委員会は、理事会で決定された政策に基づき、実行計画書作成、関連規則の作成、評価の取り組みを行なう。
- 4 委員会の構成は、15名以内を基準として抑制と均衡が保たれた委員構成とし、必要に応じて小委員会を設置することができる。
- 5 原則として委員会毎に事務局を置き、資料の作成、コピー、議事録等の配布処理をし、業務処理内容等についても連盟事務局と調整して遂行する。
- 6 委員会の会計処理については、別途定める連盟経理規程、経理事務規則、決済規程による。
- 7 連盟委員会の公務により委員が出張する場合は、連盟職員旅費規則により旅費を支給する。ただし、委員が理事会、各委員会の通常会議に出席する場合は、当分の間旅費は支給しない。

第19条 (最高審判委員会の組織と業務)

最高審判委員会は、定款第41条に基づき会長の直属機関として設置し、理事会とは独立して職権を行使する。ただし業務執行状況及び決定事項は、都度会長に報告し理事会へ通知される。

- 2 本委員会は、委員長1名と若干名の委員で構成し、委員長は委員の互選により選出する。委員の任期は2年とし、委員長の連続就任は行なわないものとする。
- 3 本委員会の委員は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 4 本委員会は、委員長が必要と認めたときに随時召集し、委員長が出席できない場合もしくは、委員長が選任されていない場合は、委員の中から座長を選出して会議を行なう。
- 5 本委員会の事務局長は、ルール委員会委員長が任にあたり、委員会業務執行に必要な事務を行なうとともに、関係書類の整理保管を行なう。

第20条 (最高審判委員会の役割と運営)

最高審判委員会の業務及び運営は、連盟最高審判委員会規則に則り遂行する。

第6章 賛助会員

第21条 (賛助会員)

連盟の目的に賛同し連盟の事業を援助する個人または法人で、所定の手続きを経た者は、賛助会

員となることができる。

第22条（賛助会員の義務）

賛助会員は別に定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は自らの申し出により資格を喪失したとき、または理事会の決議により登録が抹消されたとき資格を失う。
- 3 賛助会員は連盟の発展のために協力するとともに、連盟の規則、決定事項を遵守しなければならない。

附則

1. 本規則は、平成15年 4月 1日より施行される。
（ただし第9条クラブ等の団体については、平成14年 4月 1日より施行。）
2. 平成20年 3月16日改正
3. 平成21年 1月24日改正
4. 平成24年12月 8日現在、連盟の加盟団体、特別加盟団体は別表4のとおりであり、各コードは連盟が事務管理上、各団体に付与した管理番号である。
5. 平成24年12月 8日改正
6. 平成25年 3月 2日改正
7. 平成27年 2月28日改正
8. 2019年 2月23日改正
9. 2022年 2月26日改正
10. 2022年 6月18日改正

別表1 会員が連盟へ納入する会費

1) 規則第3条第4項に定める会費は、次のとおりとする。

一般会員	年 6,500円	
大学生	年 5,500円	(原則加盟団体から登録)
高校生	年 2,000円	(機関誌は所属団体送付)
ジュニア	年 1,500円	(機関誌は所属団体送付)

2) 規則第5条(3)に定める会費の徴収業務に対する連盟から加盟団体・特別加盟団体への交付金は、次のとおりとする。

1. 会費徴収代行方式により納付された会費に対する連盟から加盟団体(特別加盟団体)への交付金：加盟団体は、上記会費の10%とする。特別加盟団体は、上記会費の5%とする。ただし、団体は会費から当該交付金相当額を除いた額を連盟へ納付することとする。
2. 決済代行方式により納付された会費に対する連盟から加盟団体(特別加盟団体)への交付金：加盟団体は、上記会費の10%とする。特別加盟団体は、上記会費の5%とする。
- 3) 連盟へ重複登録を行った会員に対する連盟会費は、主たる加盟団体(特別加盟団体)から納付することとし、従たる加盟団体(特別加盟団体)からは納付しない。なお、連盟から加盟団体(特別加盟団体)への交付金は、主たる加盟団体(特別加盟団体)に対して行う。

施行日 平成21年 3月15日
平成27年 2月28日改正

別表2 団体負担金基準

		基準		備考
加盟団体	都道府県連 外洋水域団体	メンバー数		
		300名以上	300名未満	
		50,000円	40,000円	
特別加盟団体	階層別団体	団体別設定		
		3団体*1 40,000円	その他団体 30,000円	
	艇種別団体	艇数		
		7団体*2 40,000円	その他団体 30,000円	
	クラブ	レース主催権		
		国際レース主催権	全日本レース等	
		40,000円	30,000円	
休 眠 団 体		10,000円		

備考 *1 全日本学連、全日本実業団、日本ジュニア連盟

*2 470、スナイプ、シーホース、OP、FJ、レーザー、シーホッパー

- 適用基準
1. 前期末日の該当基準状況により、次期団体負担金とする。
 2. 休眠団体負担金は、認定の年度から適用する。
 3. 納付された団体負担金は、理由の如何に拘らず返金しない。

施行日 平成20年 3月16日

別表3 委員会業務内容

専門委員会の業務は、次の通りとする。

(総務・広報グループ)

(1) 総務委員会

*連盟の組織及び制度に関する事項 *連盟加盟団体及び特別加盟団体に関する事項 *定款その他諸規程に関する事項 *連盟役員及び委員の選出に関する事項 *連盟会員登録に関する事項 *連盟職員の給与基準及び勤務態様条件に関する事項 *連盟表彰、外部表彰に関する事項 *連盟会員及び主催者保険に関する事項 *連盟業務のIT化による組織効率向上に関する事項 *社会のデジタル化に対応出来る研究に関する事項 *その他特命事項

(2) 財政委員会

*収支予算及び決算に関する事項 *財政健全化全般に関する事項 *その他特命事項

(3) 国際委員会

*国際セーリング連盟 (WS) 及びアジアセーリング連盟 (ASAF) 等国際会議に関する事項 *国際的なセーリング情報の収集及び日本の情報発信に関する事項 *海外各国協会 (MNA) との友好関係の構築、強化、交流計画に関する事項 *加盟団体特別加盟団体が開催する国際レースに対する指導、助言、協力に関する事項 *その他特命事項

① 外洋小委員会

*国際セーリング連盟O&O委員会、IRC、ORC、その他の外洋国際機関に関する事項

(4) 事業開発委員会

*事業用品の開発、調達及び販売 *他委員会の所管に属さない事業の企画及び実施に関する事項 *その他特命事項

(5) 広報委員会

*広報計画の立案、実施 *広報用各種資料の作成、配布 *記者クラブとの連絡調整 *プレスリリースの実施 *連盟の機関誌等出版物の編集及び発行に関する事項 *壮行会などの企画及び運営 *その他特命事項

(6) 環境委員会

*セーリング競技大会等における環境保全に関する事項 *環境キャンペーン協賛企業の確保に関する事項 *広く一般にも向けた海洋環境及び環境意識高揚に関する普及啓発活動 *WS、JOC他関係団体との連携 *その他特命事項

(7) レディース委員会

*女性セーラーの増加及び普及に関する事項 *ジェンダー平等の推進に関する事項 *JOC女性スポーツ専門部会等の女性会議に関する事項 *セクシャルハラスメント防止等女性の人権に関する事項 *その他特命事項

(8) アスリート委員会

*セーリングアスリートの声の集約、セーリングアスリートのさまざまな環境改善への寄与 *セーリングアスリートの支援、権利擁護 *オリンピックムーブメントの推進活動実施 *アンチ・ドーピングの啓発活動推進 *社会におけるセーリングアスリートの地位向上に資する活動 *連盟主催事業への協力、セーリングスポーツの普及と発展への寄与 *関係団体 (JOC、国内の他の中央競技団体) アスリート委員会との連絡、調整 *セーリングアスリート間のコミュニケーション活性化

(9) 海 その愛基金 海洋環境クリーンプロジェクト推進委員会

*海 その愛基金 海洋環境クリーンプロジェクト予算の使途に関する企画立案 *海 その愛基金 海洋環境クリーンプロジェクト予算執行に関わる関連委員会、関連団体との連携 *事業を推進する団体への支援

(競技推進グループ)

(10) ルール委員会

*セーリング競技規則、WS規定集のうち競技規則であると位置付けられるWS規定、及びWSが公開するこれらの競技規則の公式解釈の研究、改正提案、及び日本語訳の発行に関する事項 *競技規則を変更する国内規則の管理、改正及び適用に関する事項 *最高審判委員会の事務に関する事項 *国内大会における上告権利の否認に関する事項 *ナショナルジャッジ及びナショナルアンパイアの制度管理及び認定に関する事項 *ナショナルジャッジ及びナショナルアンパイアの育成並びにインターナショナルジャッジ及びインターナショナルアンパイアの推薦に関する事項 *連盟が主催する大会におけるプロテスト委員及びアンパイアの任命に関する事項 *競技規則の周知に関する事項 *その他の特命事項

- ① ジャッジ小委員会
- ② アンパイア小委員会
- ③ 規程管理小委員会
- ④ 外洋規則小委員会
- ⑤ 普及小委員会
- ⑥ I J I U育成小委員会

(11) レースマネジメント委員会

*レースオフィサーの認定に関する事項 *公式レースにおけるレースオフィサーの派遣、インターナショナルレースオフィサーの推薦に関する事項 *レースオフィサー及び志願者に対する教育や検定講習会、セミナーに関する事項 *レースマネジメントに関するマニュアルやトレーニングキッド、レースオフィサー申請書などの管理、保管及び更新に関する事項 *レースオフィサーによるRRS、WS規定等の規則適用と解釈を推進する為のプログラムの管理に関する事項 *連盟が主催するレースの企画・運営等に関する事項 *加盟団体又は特別加盟団体が主催するレースに対する指導及び協力等に関する事項 *レース開催、運営に対する助言及び支援に関する事項 *その他特命事項

- ① レースオフィサー小委員会
- ② 安全危機管理小委員会
- ③ 国体小委員会
- ④ 外洋小委員会
- ⑤ IRO小委員会
- ⑥ オリンピックSWC小委員会

(12) ワンデザインクラス計測委員会

*ワンデザインクラスメジャラーの育成、認定、管理に関する事項 *セーリング装備規則(ERS)その他関連規則の解釈並びに適用、或いは改正、及びその講習会の実施に関する事項 *計測制度の安定的運用態勢の構築に関する事項 *各クラス協会等との連絡、調整に関する事項 *計測及び登録規則の管理運用に関する事項各クラス協会に於ける艇計測実施の管理指導に関する事項 *インターナショナル・メジャラーの推薦に関する事項 *公式レースに於ける計測の実施及びメジャラーの派遣に関する事項 *その他特命事項

(13) 医事・科学委員会

*競技会における救護に関する事項 *公認スポーツドクター、公認トレーナーに関する事項 *トレーニングに関する事項 *選手の栄養に関する事項 *その他特命事項

① アンチ・ドーピング小委員会

*アンチ・ドーピングに関する事項 *アンチ・ドーピング思想の啓蒙に関する事項 *ドーピング裁定委員会の事務局に関する事項*その他特命事項

(普及強化推進グループ)

(14) 普及指導委員会

*加盟団体、特別加盟団体の指導育成に関する事項 *公認コーチ育成の講習会の開催及び認定並

びに登録管理に関する事項 *連盟指導者育成体系や指導者規程の管理に関する事項 *バッジテスト制度の運用及び安全管理に関する事項 *検定に於ける学科及び実技試験並びに認定に関する事項 *検定の適正化と検定員の審査及び資質高揚並びに認定事務に関する事項 *安全指導者の養成及び講習会に関する事項 *セーリング普及イベント企画や開催に関する事項 *連盟の人材育成に関する事項 *指定管理者制度に関する事項 *その他特命事項

(15) 国体委員会

*国民体育大会セーリング競技の準備並びに運営 *セーリング競技開催都道府県並びに当該セーリング連盟に対する指導、助言、協力に関する事項 *日本スポーツ協会及び同国民体育大会委員会並びに国民体育大会セーリング競技一般に関する事項 *その他の特命事項

(16) オリンピック強化委員会

*オリンピック代表選手の選考事業に関する事項 *オリンピック選手の競技力向上に関する事項 *JOC、スポーツ振興基金に関する事項 *その他特命事項

(17) ジュニア・ユースアカデミー委員会

*ジュニア・ユース世代、地元指導者・保護者を対象としたシーマンシップ啓発、海上活動環境の構築に関する事項 *指導者バンクの設置と登録対象者指導者研修会の開催に関する事項 *ジュニア・ユースクラブ等への講師派遣等に関する事項 *その他特命事項

(18) キールボート強化委員会

*国内におけるキールボートの普及、活性化に関する事項 *世界に通用する選手、チームの強化、育成環境の構築に関する事項

(19) 国際大会等準備委員会

*アジア大会及びクラス別世界選手権等の日本国内で開催される主要なセーリング国際大会の開催準備・運営支援等に関する事項 *セーリング日本代表の強化事業の支援 *セーリング国際大会の運営役員等の育成業務の支援 *障がい者セーリング推進事業、セーリング普及事業、及び環境保全事業等の支援 *前各業務の推進に必要な協賛金及び寄付金等の募集・管理等の関連業務 *その他特命事項

(20) eSailing 委員会

*eSailing の普及 *eSailing 大会の開催及び運営 *eSailing 国際大会に対する日本代表チームの派遣

(外洋艇推進グループ)

(21) 外洋常任委員会

*外洋艇活動に関する諸規則の整備に関する事項 *ヨットハーバー施設に関する国土交通省など、諸官庁に対する折衝及び情報の収集に関する事項 *外洋計測委員会、外洋安全委員会、並びにルール委員会、レースマネジメント委員会、国際委員会の各外洋小委員会が単独で扱うことが困難な課題に関する事項 *その他の特命事項

(22) 外洋計測委員会

*外洋艇の計測、登録、証明、管理に関する事項 *レーティングの運用に関する事項

① 技術小委員会

(23) 外洋安全委員会

*外洋艇全般の安全、技術の向上に関する事項

(24) 通信委員会

*ヨットに関する海上無線通信、船舶関連通信機器、法令の情報収集と対応に関する事項

(25) アメリカズカップ委員会

*アメリカズカップ等、大型艇によるトップレースへの挑戦に関する事項 *協力者の開拓に関する事項 *その他特命事項

(26) ジャパンカップ委員会

*外洋艇全日本選手権（ジャパンカップ）競技の企画並びに準備、運営 *競技の将来構想に関する事項 *その他ジャパンカップに特化した事項

(障がい者セーリング普及強化推進グループ)

(27) 障がい者セーリング推進委員会

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| *障がい者セーリングの普及及び推進 | *ワールドセーリング及びその他の海外組織との障がい者 |
| セーリングに関する事項の連絡、調整 | *国内における障がい者セーリングに関する事項の連絡、 |
| 調整 | *その他特命事項 |

別表4 加盟団体・特別加盟団体コード一覧表

県連コード番号

001 北海道	013 東京	025 滋賀	037 徳島
002 青森	014 神奈川	026 京都	038 愛媛
003 岩手	015 山梨	027 大阪	039 高知
004 宮城	016 新潟	028 兵庫	040 福岡
005 秋田	017 長野	029 奈良	041 佐賀
006 山形	018 富山	030 和歌山	042 長崎
007 福島	019 石川	031 鳥取	043 熊本
008 茨城	020 福井	032 島根	044 大分
009 栃木	021 静岡	033 岡山	045 宮崎
010 群馬	022 愛知	034 広島	046 鹿児島
011 埼玉	023 三重	035 山口	047 沖縄
012 千葉	024 岐阜	036 香川	

外洋帆走艇団体コード番号

101 北海道	105 東京湾	109 駿河湾	113 西内海
102 津軽海峡	106 三崎	110 東海	114 玄海
103 いわき	107 三浦	111 近畿北陸	115 南九州
104 東関東	108 湘南	112 内海	116 沖縄

特別加盟団体コード番号

201 ソリング	216 K16	231 スター
	217 ミラー	
203 470	218 ナクラ	233 シードスポーツ
204 フィン	219 シーホッパー	
205 スナイプ	220 ドラゴン	235 セーリングスピリッツ
206 シーホース	221 420	236 29er
207 OP	222 J24	237 Melges 24
208 FJ		238 ミニトン
209 モス	224 ウインドサーフィン	239 A級ディンギー
210 505	225 テーザー	
211 ファイアーボール	226 エンタープライズ	241 ハンザクラス
212 レーザー	227 ホビークラス	
213 インターナショナル14フッター	228 模型ヨット	243 IRC
214 トーネード		244 オープンスキフ
215 トップパー	230 49er	245 日本RS
		246 カイトボード
		247 ミドルボート
301 全日本学生ヨット連盟	316 福岡ヨットクラブ	
302 高体連ヨット部会	317 日本障害者セーリング協会	
303 日本ジュニアヨットクラブ連盟	318 日本視覚障害者セーリング協会	
304 全日本実業団ヨット連盟	319 日本学生外洋帆走連盟	
305 全日本自治体職員ヨット連盟	320 京都ヨットクラブ	
	321 琵琶湖ヨット倶楽部	
	322 江の島ヨットクラブ	
308 東京ヨットクラブ	323 徳島ヨットクラブ	
309 日本マッチレース協会	324 石巻ヨットクラブ	
	325 シーボニアヨットクラブ	
311 淡輪ヨットクラブ	326 八重山ヨットクラブ	
312 関西ヨットクラブ	327 湘南サニーサイドマリナー	

3 1 3 大阪北港ヨットクラブ	3 2 8 ニッポンセールトレーニング葉山
3 1 4 南北海道外洋帆走協会	3 2 9 横浜クルージングクラブ
3 1 5 葉山マリーナヨットクラブ	3 3 0 須磨ヨットクラブ
	3 3 1 葉山ヨットクラブ
	3 3 2 逗子マリーナヨットクラブ
	3 3 3 横浜ヨット協会
	3 3 4 海洋教育スポーツ振興協会
	3 3 5 日本オーシャンセーラー協会
	3 3 6 ライトブルーセーリングクラブ
	3 3 7 パラセーリング東京
	3 3 8 横浜ベイサイドヨットクラブ

本部コード番号・・・0 4 8

以上